「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
忠元]正山儿	

意見項目

意見内容

1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

競争環境のもとに民間主導で整備すべきで、IRU 方式による公 設民営方式、公的支援を活用しつつ整備すべきである。光アクセ スに特化した会社により整備・運営していくことは、経営に柔軟性 がなく、必ず非効率でコスト高になる。

メタルから光ケーブル化への移行は地球環境の面からも推進すべきであり、設備の切替に当たっての各種の税務面での支援 策、公的な資金援助策を導入すべきである。

2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向上させるためには、低廉 な料金で利用可能となるように、事業者間の公正 競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

日本では世界的に最も低廉な料金でブロードバンドサービスが提供されており、光によるV6技術を民間主導で標準仕様にしていることをもっと評価すべきである。規制を排除し、サービス競争を促進することにより更に利用料金の低廉化が図れる。

NTTの経営形態の以前の問題として、電話を前提としたユニバーサルサービスを見直すとともに国民に理解し易いビジョンを示し、競争条件を整備すべきである。光アクセス網を保有する事業者は数々あり(通信事業者、電力系事業者、CATV、国・地方自治体など)、技術的な条件を整備してこれらの設備を開放すべきである。